

生徒指導上の問題行動及び事故が発生した場合の対応について

1 関係児童生徒に対する対応

問題行動が発生した場合の対応について、年度始めに全教職員の共通理解を図り、迅速な対応ができるようにする。

(1) 発見者による対応

- ① その場で再発防止等の指導を行うとともに、直ちに校長（教頭）・生徒指導主事・学年主任・学級担任に報告し、指示のもとに対応する。
- ② 重大な問題行動が起きた場合には、①に加えて以下の対応を行う。
その場で応急処置を行う。特に生命の危険が予想される場合には救急車を要請する。

(2) 学校としての対応

早急に全職員に対し、事案の概要と背景を知らせ、学校としての対応策を確認し合う。

- ① 本人・保護者に対する指導(正確な事実確認をもとに、迅速に、誠意をもって、組織で対応する。)
- ② 学級（学年）及び一般児童生徒に対する指導
- ③ P T Aや関係機関・地域等、外部に対する対応
- ④ 市町教育委員会への報告

2 対応にあたっての配慮事項

(1) 市町教育委員会へ報告（第一報）する。（市町小・中管理規則）

(2) 外部の機関（マスコミ等）との対応等は、校長の指示に従い、担当者を限定して行う。

(3) 関係機関等の協力により対応する場合は、連携を密にし、継続的な指導援助を行う。

(4) 文書による市町教育委員会への事故報告

- ① 報告文書は各市町教育委員会の指定による様式(別紙に参考例)に準じて作成する。公文書としての保管等については、各市町の規則等に準ずる。
- ② 児童生徒別でなく、事案1件につき1報告書にまとめる。